

2025 年度

豊岡市放課後児童クラブ

入所のご案内



豊岡市教育委員会
(幼児育成課)



オンライン申請はこちら



放課後児童クラブとは

保護者の就労等により、放課後、家庭において保護者の保護が受けられない児童の保育を行い、児童の健全育成と安心して働き続けられる環境づくりのため実施している事業で、法律上の名称は「放課後児童健全育成事業」といいます。

保護者が働いている家庭の児童は、家に帰っても「お帰り」と声をかけてくれる家族がいません。放課後児童クラブは、そういった留守家庭の児童が「ただいま」と帰り、支援員の先生や友達と遊んだり勉強したりしてすごし、温かい人間的な交わりの中で楽しく生活するためのクラブです。

● 対象児童

豊岡市内の小学校及び義務教育学校の前期課程（以下、「小学校等」と称する）に就学する放課後留守家庭児童（市内に住所を有する児童に限る）が対象です。

※ 受け入れに余裕がある場合は、留守家庭の幼稚園児も特別利用者として受け入れます。
ただし、認定こども園児および2012年度以降2年制保育となった幼稚園の4歳児は利用できません。
余裕がある場合のみの受け入れのため、保育所の入所申請をあわせて行うことをお勧めします。

* 支援が必要な児童の受け入れについて

日常生活を営むのに支障がなく、集団生活が可能な場合は受け入れます。

受入体制を検討する必要がありますので、窓口等で申し出てください。また、必要に応じて学校園での様子を見学させていただく場合があります。

● 開設日

月曜日から土曜日までです（土曜日は希望者のみ）。

〔ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、8月13日から8月15日、12月29日から翌年1月3日までの間、及び教育委員会が別に定める日を除きます〕

※ なお、2025年度の保育の開始日は、4月2日（水）を予定しています。

● 開設時間

	月曜日～金曜日（学校開校日）	土曜日及び休校日	長期休業中
小学生	下校時～18：30	8：00～18：30	8：00～18：30
幼稚園児（※）	14：00～16：00	8：00～16：00	8：00～16：00

※ 次の理由に該当する場合は、保護者の申請により午後4時以降も利用ができます。

幼稚園在園中（年度途中）に保護者の離婚、病気による入院などやむを得ない事由により、午後4時以降も留守家庭となる場合。

また、開設については小学校等の下校時間・行事予定を基準としますのでご注意ください。



費用負担

● 使用料

	通常月	7月	8月	土曜日(月額)
幼稚園児	0円	0円	0円	0円
小学生	7,000円	8,000円	10,000円	1,000円

※2019年10月から実施している幼児教育・保育の無償化に併せて、放課後児童クラブを利用する幼稚園児の使用料も無償とします。

- * 放課後児童クラブの使用料は、**毎月末日**（12月のみ25日）に**口座引落**となります。
- * 使用料は月額です。利用日数に応じた日割りは行いません。
- * 退所または利用辞退の際は、**退所する月の末日までに届出**をお願いします。
利用がない場合でも、**手続きをされるまでは使用料がかかります。**

※ 土曜日の使用料について

土曜日利用の申込みをされた場合は、利用の有無にかかわらず使用料がかかります。
年度途中の申込み・取りやめも可能ですが、前月末までに届出をお願いします。

● 使用料の減免について

生活保護家庭・準要保護により就学援助を受けている児童は、申請により使用料を減免します（年度ごとに申請が必要です）。上記事由に該当しなくなった場合は、年度途中であっても、減免を解除します。

減免後の使用料は表のとおりです。

	通常月	7月	8月	土曜日(月額)
生活保護受給	0円	0円	0円	0円
就学援助受給	2,400円	2,700円	3,400円	400円
特例減免(※)	3,000円	6,000円	7,500円	800円
就学援助受給及び特例減免	1,000円	2,000円	2,500円	300円

※特例減免…幼稚園児のきょうだいと同じ児童クラブを利用することで、年間を通じて 午後4時までの利用となる児童が対象

● おやつ代及び運営雑費 1,800円/月

保護者が、直接支援員にお渡しください。幼稚園児も1,800円です。

※おやつ代及び運営雑費は月額です。利用日数に応じた日割りは行いません。

※土曜日利用者のおやつ代は別途徴収します。

※食物アレルギー等でおやつを持ち込みをお願いする場合は、運営雑費300円のみ徴収します。

※児童が欠席の場合のおよつの取り置きは衛生上できませんのでご了承ください。

※情勢を踏まえ、おやつ代及び運営雑費の改定を行う可能性があります。

● スポーツ安全保険掛金 800円／年

保険加入を希望された方のみ、最初のおやつ代と一緒に徴収します。

※途中加入、中途脱退の場合も年間掛金の支払いが必要です。

※2025年3月21日(金)までに辞退の申し出がなかった場合、児童クラブの利用がなくても掛金をお支払いいただきます（年度途中から利用開始の場合は、利用開始月の末日までに辞退の申し出を行ってください）。



保険について

- * 児童クラブでの活動中に生じる怪我等の備えとして、任意でスポーツ安全保険に加入することができます（加入区分はA1です）。
- * 年間掛金800円は、保護者の方に負担していただきます。
- * 他団体の活動でスポーツ安全保険に加入している場合でも、児童クラブ活動中の事故に対する補償を受けるためには、児童クラブでの加入が必要になります。
- * 年度途中での加入も可能です。

※補償内容は児童の入院費や保護者の休業補償等、すべてをカバーするものではありません。

※保険の加入はあくまでも任意ですが、児童クラブでの事故に備え、ご加入いただくことをお勧めします。

※継続利用であっても年度ごとに加入していただく必要があります。



利用許可の取り消しについて

- * 使用料等が3カ月以上滞納となった方は、利用許可を取り消します。
- * 支援員等の指導を守れないなど、放課後児童クラブの運営に支障をきたすときは、利用許可を取り消すことがあります。
- * その他、管理運営上不適当と認められる場合は、利用許可を取り消すことがあります。





2025 年度入所の受付について

放課後児童クラブを1年間通して利用される方を募集します。求職活動中、または育休や産休復帰により、年度途中から利用を希望される方もお申し込みください。

ただし、夏休みなど長期休業期間だけの利用申込みは受付けていません。

受付期間後は、受け入れに余裕がある場合のみ利用できます。

受付期間 2024年11月8日(金)～2024年11月29日(金)

《オンラインの場合も最終日の午後5時15分までに申請してください》

●オンライン申請

スマートフォン、パソコンから24時間、土・日・祝日も申請可能です。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

右の二次元コードからもご覧いただけます。



※ 一度の申請で4人まで申し込むことができます。

※ 添付書類は写真等のデータをアップロードしていただきます。事前に書類のデータ(写真等)を準備していただくとスムーズに申請ができます。後日アップロードすることも可能です。

●窓口での申請

受付場所 新規申込者・・・教育委員会幼児育成課、各振興局

(住所・電話番号については、7ページを参照)

継続申込者・・・各放課後児童クラブ、教育委員会幼児育成課、各振興局

※ 幼児育成課、各振興局は午前8時30分から午後5時15分まで、各児童クラブは午後2時から午後6時30分までの受付です。土・日・祝日は受付を行っていません。

※ 新規申込みの方は、書類の確認などをしますので、時間に余裕をもってお越しください。

※ きょうだいが入所されている場合でも、新規に申し込まれる児童については、幼児育成課または各振興局の窓口で申請してください。



入所の決定について

入所の可否については、2025年1月下旬に仮決定通知にて、お知らせする予定にしています。申込者が多数の場合は、家庭の状況や児童の年齢等を考慮し、より必要性が高いと判断した方から受け入れます。

※ 利用許可申請書および添付書類に不備・不足がある場合は利用を許可しません。また、希望する利用開始月になっても書類に不備がある場合は、原則申請の受付を取り消します。

※ 申請事由に変更があった場合は、必ず幼児育成課にご連絡ください。



放課後児童クラブ開設予定場所

	名 称	所 在 地	電話番号
豊岡	豊岡放課後児童クラブ	豊岡市山王町7番5号 豊岡幼稚園内	080-6222-3312
	豊岡第2放課後児童クラブ	豊岡市中央町16番5号 豊岡小学校内	080-6222-3313
	八条放課後児童クラブ	豊岡市九日市下町316番地の1 八条放課後児童クラブ	080-1514-3611
	八条第2放課後児童クラブ	豊岡市九日市下町402番地 八条小学校内	090-5250-0760
	三江放課後児童クラブ	豊岡市庄境648番地 旧三江幼稚園内	080-6222-3314
	五荘放課後児童クラブ	豊岡市中陰1番地 五荘奈佐幼稚園内	090-5014-8033
	五荘第2放課後児童クラブ	豊岡市中陰11番地の4 五荘第2放課後児童クラブ	090-7752-8775
	新田放課後児童クラブ	豊岡市河谷596番地 旧新田幼稚園内	090-2385-4474
	田鶴野放課後児童クラブ	豊岡市野上162番地 旧田鶴野幼稚園内	080-6222-3315
	中筋放課後児童クラブ	豊岡市土淵27番地 中筋小学校内	080-6222-3316
	神美放課後児童クラブ	豊岡市三宅45番地 旧神美幼稚園内	080-6222-3318
	港放課後児童クラブ	豊岡市気比3291番地の235 港小学校内	080-6222-3320
	城崎	城崎放課後児童クラブ	豊岡市城崎町湯島802番地の1 城崎こども園内
竹野	竹野放課後児童クラブ ※	豊岡市竹野町竹野300番地 (仮称) 竹野学園内	080-6222-3321
	竹野第2放課後児童クラブ	豊岡市竹野町森本984-1 竹野南地区コミュニティセンター	080-6222-3323
日高	府中放課後児童クラブ	豊岡市日高町野々庄934番地 府中小学校内	080-1436-1765
	八代放課後児童クラブ	豊岡市日高町中320番地の1 八代小学校内	080-6222-3324
	日高放課後児童クラブ	豊岡市日高町岩中46番地の1 旧日高幼稚園内	090-5660-0641
	三方放課後児童クラブ	豊岡市日高町栗山735番地 三方小学校内	080-1428-0074
	清滝放課後児童クラブ	豊岡市日高町山宮1357番地の1 旧清滝幼稚園内	080-6222-3325
出石	弘道放課後児童クラブ	豊岡市出石町町分36番地の2 出石幼稚園内	090-6964-8676
	福住放課後児童クラブ	豊岡市出石町福住209番地 福住幼稚園内	090-6963-2628
	小坂放課後児童クラブ	豊岡市出石町鳥居1016番地 旧小坂幼稚園内	090-6962-9223
	小野放課後児童クラブ	豊岡市出石町口小野153番地 小野小学校内	090-6964-8766
但東	合橋放課後児童クラブ	豊岡市但東町出合市場391番地 合橋小学校内	54-0073 080-6222-3326
	資母放課後児童クラブ	豊岡市但東町中山706番地 資母体育館内	080-6222-3328

※ 土曜日は複数の放課後児童クラブによる合同保育を実施します。

※ 放課後児童クラブの利用児童数により、夏休みなどの期間合同保育を実施する場合があります。

※ 施設の状況により、開設場所を変更する場合があります。

※ 竹野放課後児童クラブは、年度途中に開設場所が「豊岡市竹野町竹野 2056 番地」に変更となる予定です。

次の小学校については、児童クラブの利用希望者が多いため2カ所で開設しています。開設場所の受入れ人数等を勘案してクラブ分けを行いますので、**必ずしも申し込まれた児童クラブを利用できるとは限りません、また、年度途中に利用する児童クラブの変更は行いませんのでご了承ください。**

利用いただく児童クラブ名は仮決定通知書に記載しますのでご確認ください。

【2カ所で開設する児童クラブ 豊岡小・八条小・五荘小】



入所の手続きに必要な書類

1 児童クラブ利用許可申請書 … 入所希望児童1人につき1部ずつ（両面とも）

2 保護者に関する添付書類

該当する項目	必要な書類
常勤・パート勤務の場合	就労証明書（勤務先の証明が必要）
内職の場合	就労証明書（事業主の証明が必要）
自営業・農業の場合	① 就労証明書（個人事業主の証明） ※民生委員の確認は不要 ② 開業届の写しまたは直近の確定申告書（第1表、第2表）の写し （②の書類がない場合、「帳簿」や「出荷伝票」「納品書」など直近の売り上げが確認できる書類を提出してください。）
出産の場合	就労状況等申告書（母子手帳の表紙と分娩予定日の記載ページの写しを添付） ※利用期間は出産予定日の2カ月前の日の月初から、出産日から3カ月経過した日の月末まで
病気の場合	就労状況等申告書（診断書等の写しを添付）
障害の場合	就労状況等申告書（障害者手帳の写しを添付）
介護・看護の場合	就労状況等申告書（要介護認定を受けている方は介護保険被保険者証の写し・看護の方は診断書(写し可)を添付）
就学の場合 （職業訓練含む）	就労状況等申告書(在学証明または学生証の写しを添付(職業訓練の場合は受講していることがわかる書類の写しを添付))
求職活動中の場合	求職活動申立書 ※ただし、求職活動中の利用はできませんのでご了承ください。 ※3カ月以内に就労または求職活動をしていることの証明書の提出がない場合は、利用申請を取り消します。 ※利用開始日は、就労の開始日から1カ月以内の日とします。

3 スポーツ安全保険の加入希望調査票 … 入所希望児童1人につき1枚

※加入を希望しない場合も提出してください。

4 食物アレルギー調査表 … 食物アレルギーがある児童のみ

※食物アレルギーがある場合、原則おやつは持ち込みとなります。

※入所決定後、食物アレルギーのある児童についてはクラブと面談を行います。面談により、クラブからのおやつ提供が可能となる場合があります。

※ きょうだいで放課後児童クラブを同時に申し込まれる場合の「就労証明書・就労状況等申告書」は、原本1部を年齢が一番上の児童の申請書に添付していただき、他は写しを添付してください。

保育施設の利用申込みも共通の様式を使用しています。きょうだいで放課後児童クラブと保育施設を申し込まれる場合も同様に、原本1部を年齢が一番上の児童に添付していただき、他は写しを添付してください。

- 豊岡市教育委員会 幼児育成課
〒668-8666
豊岡市中央町2番4号（市役所本庁舎6階）
TEL 29-0053

- 城崎振興局 地域振興課 総務係
〒669-6195
豊岡市城崎町桃島1057番地の1
TEL 21-9065

- 竹野振興局 地域振興課 総務係
〒669-6292
豊岡市竹野町竹野1585番地の1
TEL 47-1111

- 日高振興局 地域振興課 総務係
〒669-5391
豊岡市日高町祢布920番地
TEL 21-9052

- 出石振興局 地域振興課 総務係
〒668-0292
豊岡市出石町内町1番地
TEL 21-9025

- 但東振興局 地域振興課 総務係
〒668-0393
豊岡市但東町出合150番地
TEL 21-9032

